

**権利擁護支援ファンド第2回専門委員会
会議メモ**

- 1 日 時 令和4年（2022年）9月27日（火）
10：00～12：00
- 2 会 場 J A長野県ビル 12階 C会議室
オンライン（小賀野委員・厚生労働省）
- 3 出席者 （委員）
※敬称略 相澤順也（株式会社ファンドレックス・認定ファンドレイザー）
小賀野晶一（中央大学教授）
鎌田晴之（公益社団法人認知症の人と家族の会理事）
竹内善彦（長野県社会福祉協議会常務理事）
三井 哲（長野経済研究所専務理事）
山本恭子（山本恭子法律事務所・弁護士）
弓場 法（弓場会計事務所・公認会計士 税理士）
（オブザーバー）
川端伸子（厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室専門官）
徳武義幸（長野県健康福祉部地域福祉課企画幹）
平塚直也（同課地域支援係推進員）
（事務局）
本藤久道（長野県社会福祉協議会相談事業部部長）
中島 将（同総務企画部主任企画員）
舟山 優（同相談事業部主任企画員）
- 4 内 容 ○委員紹介
○協議
（1）第1回専門委員会の振り返り
（2）ファンドの対象と目的の明確化
（3）寄付受入にあたっての課題整理と目指すべき展開
（4）次回協議事項の確認
- 5 発言内容
＜ファンドの対象と目的の明確化＞
●鎌田委員

寄付者へのレスポンスが大切だと思う。寄付したことの実感や寄付行為への充足感が得られるかが問われる。

●相澤委員

寄付をいただく前のタイミングで、使途や寄付者の実際の声を示すこと。そして寄付後のコミュニケーションが非常に重要になる。お礼とともに定期的に使い道を報告する。これが巡って改めて新たな寄付につながる。

(以下、資料に基づく説明)

- ・「私たちは、なぜ寄付を集めるのか」は「私たちの願いは何か」という言葉に置き換えられる。
- ・人は、ヒトに共感し、寄付をする。よって、共感の輪を広げていくことが私たちの大切にするとところで、そこには願いが存在する。

●弓場委員

差別のない公平な社会を目指したい。そのためには、私たちがいかに平らな目で見ることができるかが問われる。このファンドで言えば、「誰一人取り残さない」という言葉に落とし込めるのではないか。

●三井委員

安心して人間らしく生きていけるための制度や仕組みができていること、そして様々なことが出来にくくなったときにもフォローが受けられる社会を目指したい。予算の都合でできないとか、決まりだから何もしてあげられないとか、そういうことがないようにしたい。

●竹内委員

普通に暮らすことが今の時代難しくなっている。個人個人の権利は尊重されているが、自分の意思表示が足りなかったり、たまたま周りに助けてくれる人がいなかったり、それだけでまちのなかでの生活ができなくなってしまう。みんなが支え合って生きられるような社会づくりの一助にこのファンドがなることを願う。

●相澤委員

「孤独」を救いたい。誰も一人にしない。公平な社会であり、安心安全で普通に暮らせる社会としたい。

●鎌田委員

日常生活自立支援事業について、これを担っている社協職員はとても頑張っていて、社協の存在と一緒にであるというくらいの気持ちを持っている。しかし、その事業において圧倒的に財源が不足しているということをそのたびに私も聞くところである。また、制度の狭間は気づかないとほっとかれてしまうので、このファンドがその狭間に視点を置いているところに期待感がある。

●小賀野委員

信州から寄付文化をつくり上げることが期待したい。昔から日本には「信託」の文化があり、決して寄付文化が遅れているわけではない。しかし、企業などを含め具体

的な寄付の拠出に関して難しくなっている環境にあり、しかも方々で寄付を求めているということもある。こうしたなかでも、長野において寄付文化を創造するための戦略が必要だと思う。長野には世界的な企業や文化遺産、そして自然もあることから、これらとともに主体的かつ積極的に寄付文化が醸成されることを期待したい。

●山本委員長

安心して生きていける社会は当然だと思うが、実際にはそうではない現実がある。自分が自分らしく最後まで健康にやりたいことができる社会こそが、安心して生きていける社会だと思う。判断力が低下したとしても、その方の思いを受け止められる地域の存在こそが権利擁護だと考える。このファンドについて言えば、最終的には皆が恩恵を受けることができ、皆の暮らしに還っていくいくものだと伝えていくことができると考える。

<寄付受入にあたっての課題整理と目指すべき展開>

●相澤委員

(資料に基づく説明)

- ・ファンドレイジングの本質として「あり方」と「伝え方」がコインの表裏の関係にあり、「伝え方」はメッセージと受け皿によって成り立ち、メッセージを発することにより支援者に共感が生まれ、支援者は自分に合った寄付の方法を選ぶ。これが受け皿となる。
- ・遺贈寄付については、遺言による寄付と相続財産による寄付に分かれることや包括遺贈の受入がポイントになる。また、これら問い合わせに対応できることが大切になる。
- ・問い合わせを受けるポイントとして、土業や金融機関との連携がある。
- ・ふるさと納税も受け皿の一つとして考え、それは「あり方」やメッセージの延長にあるものとして捉える。
- ・このファンドでふるさと納税を利用するためには県の関りは必須となる。

●弓場委員

(資料に基づく説明)

- ・受配者指定の寄付を認めると実質的に利益相反の可能性があり、何らかの対策が必要となる。
- ・ファンドを立ち上げるために、税制の検討は欠かせない。県社協が寄付を受けるという形にすることで、寄付をされた方が税制上の優遇を受けられる。任意の団体への寄付だと優遇が受けられないため、このような形式を取ることは有効だと考える。
- ・私立学校への寄付者に対する税制上の優遇措置では、法人の場合全額損金算入でき、これほど恵まれている措置はない。本ファンドもこのような適用が受けられないか考えたい。

- ・現物寄付を受けるときには税制上の課題が様々ある。寄付をする側にみなし譲渡課税の適用があったり、受ける側が個人とみなされて相続税や贈与税が適用されてしまう懸念もある。
- ・上記から、県社協が運営するあんしん未来創造センターの存在を明らかにしておく必要がある。
- ・企業も社会貢献をしないといけない環境にあり、公益的な目標に必ず取り組むようになる。良き企業市民として社会貢献をしないといけない時代になっている。企業からの寄付を集める努力もあっていい。
- ・受配者指定を認めるファンドにするかどうかについて、前回の議論も踏まえ、認めた方がいいと考えるが、そのようなファンドにするには、どういう手続きを取れば実質的に利益相反がないのか、改めての議論が必要だと思う。

●山本委員長

自筆証書遺言は他者の承認がないので、果たして本当の意思なのか疑義が持たれてしまう。公正証書遺言に限定すれば、証人が2人いるなかで本人の意思確認がされるため、受配者指定の内容についても担保できるのではないかと考える。

●弓場委員

成年後見被保佐人や被補助人、日常生活自立支援事業の契約者を含め、生前の寄付も考えられるため、その対応についても考えておく必要があるのではないかと考える。

●小賀野委員

遺贈寄付やふるさと納税など複数の寄付受入のパイプをつくっていくことはとても大事である。それにプラスして、長野県の特徴をより発揮できるような仕組みづくりが必要ではないか。他の団体も同じようなことを考えて寄付を集めている。そこから一步先に出るためには、長野県の良好な環境のもとで生活を維持していく、豊かな自然環境のなかで医療も社会福祉も充実していく、そのような大きな目的をこのファンドに連結させることで多くの賛同が得られるのではないかと考える。もう一つの戦略を持つ必要がある。

●川端専門官

税制の優遇措置やみなし譲渡のことなど、厚生労働省としても整理が必要な課題があると理解した。また、地域福祉のなかで目指す「あんしん」づくりは、本人の思いが地域のなかで大切にしてもらえていると感じる「あんしん」なのだと思う。委員の方の発言から、本人が本人らしく生きていくことができる「あんしん」をつくるファンドだと理解した。踏まえ、権利擁護支援のコアなメッセージについて、利用促進室としても考えていかなければならないと感じた。

<次回協議事項の確認>

●中島（事務局）

次回については、分配に関するルールづくりに関する議論をお願いしたい。事務局

で資料を作成していくが、委員の皆様からも事前にこのことについてお考えがあれば、資料提供などをお願いしたい。